

鳥取県告示第795号

鳥取県収入証紙規則（昭和39年鳥取県規則第17号）第12条第3項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

平成20年12月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
364	鳥取銀行県庁前支店	名称	鳥取銀行県庁前支店	鳥取銀行県庁前出張所	平成20年12月1日
529	鳥取銀行田園町支店	〃	鳥取銀行田園町支店	鳥取銀行田園町出張所	〃
437	鳥取銀行末恒支店	〃	鳥取銀行末恒支店	鳥取銀行末恒出張所	〃
462	鳥取銀行八東支店	〃	鳥取銀行八東支店	鳥取銀行八東出張所	〃
403	鳥取銀行倉吉東支店	〃	鳥取銀行倉吉東支店	鳥取銀行倉吉東出張所	〃
533	鳥取銀行関金支店	〃	鳥取銀行関金支店	鳥取銀行関金出張所	〃
531	鳥取銀行三朝支店	〃	鳥取銀行三朝支店	鳥取銀行三朝出張所	〃